

YLO ニュースレター（2026年4月号）

皆様

YLO ニュース4月号をお届けします。桜の季節も終わり、初夏の香りがしていますが、皆様お変わりありませんか。

しばらく休刊していましたが、私が他のことで忙しかったことによります。私の実務は9割がた独禁法関係ですが、このところ大変忙しくなっています。

2月初旬の日弁連選挙は皆様に大変お世話になったにもかかわらず、ご期待に沿えず、申し訳ありませんでした。これからは、AI時代に弁護士はどうあるべきかを弁護士会という枠の外で考えていきますので、期待してください。

我が国では、オフィス回帰現象が続いていますが、他国の企業ではリモートが通常で、それでも仕事はキチンとされています。ジョブ型の働き方も日本では定着せずにはいます。朝晩のラッシュも日本の大都市部独自ですね（それ以外は、人口減もあり、自然と人が少なくなっていることを感じます）。

最近の独占禁止法の動向（当事務所で興味を持っているもの）

○ 公正取引委員会の委員にかなりの変更があった。委員長は茶谷栄治委員長だが、こちらは昨年就任した。委員として、吉田安志さん、泉水文雄さん、矢尾和子さん、若林亜理砂さんが就任しているが、矢尾さんと若林さんは最近就任した。独禁法の学者出身の方々は泉水さんと若林さんとなり、独禁行政に長く携わってきた実務家はいないという布陣となった。それが最近の状況だが、経済分野（エコノミスト）の方もいない。これで本当に最近のAIやプラットフォームが闊歩する新たな独禁時代に対応できるのか、と思わざるをえない。

○ 令和8年度から取引適正化検査管理官が設置された。取適法やフリーランス法の法執行に関して、全体を統括する立場になる。下請法から取適法の違反事例、優越的地位の濫用（法19条）となる事例が増えて、その取り締まりが盛んになされている。三角商事、ザグザグ、かましん、デリシアなどに優越的地位の濫用行為を行ったとして警告が発せられ、矢崎部品や徳島トヨタ自動車、富士通フロンテック、松尾製作所、日本トーカンパッケージ、YKKAPなどに旧下請法違反（不当な経済上の利益の提供要請の禁止）の勧告がなされている。

そこで再度取適法の要点をおさらいしよう。

下請代金支払遅延等防止法(所謂下請法)が改正され、「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」(略称：中小受託取引適正化法、通称：取適法)が、2026年1月1日から施行された。「下請事業者」を「中小受託事業者」、「親

事業者」を「委託事業者」等に改める。重要な法改正なので、本年6月の当事務所のニュースレターに、引き続き概要を以下の通り説明する。

(1) 協議を適切に行わない代金額の決定の禁止（価格据え置き取引への対応）

対象取引において、代金に関する協議に応じないことや、協議において必要な説明又は情報の提供をしないことによる、一方的な代金の額の決定を禁止する。

(2) 手形払等の禁止

対象取引において、手形払を禁止する。また、その他の支払手段（電子記録債権やファクタリング等）についても、支払期日までに代金相当額を得ることが困難なものは禁止する。

(3) 運送委託の対象取引への追加（物流問題への対応）

対象取引に、製造、販売等の目的物の引渡しに必要な運送の委託を追加する。

(4) 従業員基準の追加（適用基準の追加）

従業員数300人（役務提供委託等は100人）の区分を新設し、規制及び保護の対象を拡充する。

(5) 面的執行の強化

関係行政機関による指導及び助言に係る規定、相互情報提供に係る規定等を新設する。

< 振興の充実（下請中小企業振興法関係） >

(1) 多段階の事業者が連携した取組への支援

多段階の取引からなるサプライチェーンにおいて、二以上の取引段階にある事業者が作成する振興事業計画に対し、承認・支援できる旨を追加する。

(2) 適用対象の追加

製造、販売等の目的物の引渡しに必要な運送の委託を対象取引に追加する。また、法人同士においても従業員数の大小関係がある場合を対象に追加する。

(3) 地方公共団体との連携強化

国及び地方公共団体が連携し、全国各地の事業者の振興に向けた取組を講じる旨の責務と、関係者が情報交換など密接な連携に努める旨を規定する。

(4) 主務大臣による執行強化

主務大臣による指導・助言をしたものの状況が改善されない事業者に対して、より具体的措置を示して改善を促すことができる旨を追加する。

○ 公正取引委員会は、「着荷主による契約外の荷役・荷待ち等に対応するための、物流特殊指定」の改正、「サプライチェーン上の取適法対象外の取引における支払期間を60日とするための新たな支払告示」、同支払告示に関する運用基準、サプライチェーン全体での適切な価格転嫁の環境を整備するための優越ガイドラインの改定を検討している。物流特殊指定では、着荷主側の事情で長時間の荷待ちや無償の附帯業務をさせることについて、着荷主の禁止行為であると明示されることになる。また、（資本等による制限で）取

適法でカバーされない分野を「優越的地位の濫用行為」として把握して規制を掛けようとしている。

○ 知的財産・ノウハウの取引適正化に関する取引環境の整備という問題意識から、「知的財産取引適正化ワーキンググループ報告書」がまとめられ、意見募集がなされている。関係者は是非応募していただきたい。

「知的財産・ノウハウの取引適正化に関する取引環境の整備の観点から、優越的地位の濫用規制の在り方を中心に検討することを目的として、令和7年8月以降、「知的財産取引適正化ワーキンググループ」（座長：林いづみ 桜坂法律事務所弁護士）を開催し、議論を重ねてきた。同ワーキンググループにおける議論の内容や、議論を取りまとめた「知的財産取引適正化ワーキンググループ報告書」（令和8年3月11日公表）で示された方向性等を踏まえ、公正取引委員会、中小企業庁及び特許庁において、「知的財産権・ノウハウ・データの適切な取引のための優越的地位の濫用等に関する指針」案、同指針附属資料の「契約書ひな形」案を取りまとめた。

独占禁止法以外で当事務所が興味を持っている分野の情報

○ 著作権法が4月1日から改正施行され、未管理著作物裁定制度が実施される。著作権者の意思が確認できない著作物について、文化庁長官の裁定と補償金の支払いで3年を限度に暫定利用が可能になることとなった。

○ 民法親族法部分が4月1日から改正施行され、離婚後共同親権が実施されることとなった。子どもが両親の監護を得ることは大切だと考える反面、DV等の事案で例外とされる実務の実施の動向が懸念される。

○ 子ども・子育て支援法が4月1日改正施行された。これにより、子ども・子育て支援金が医療保険料に上乗せして徴収開始され、社会保険料負担が増加することとなった。

当ニュースレターの記事、内容に関するご質問がございましたらご遠慮なくお問い合わせください。

矢吹法律事務所

東京都港区愛宕1丁目3-4 愛宕東洋ビル4階

電話 03-5425-6763

Fax 03-3437-3680

電子メール k.yabuki@yabukilaw.jp

HP <http://www.yabukilaw.jp>

「草野芳郎 ADR センター」へのご連絡はこちらにお願いします。通常のアドホック調停及びウェブ調停を実施しております。早期の紛争解決をお望みの方は是非ご利用ください。
草野芳郎 ADR センター

○草野芳郎弁護士が、「新和解技術論～和解は未来を創る」(信山社)を出版していますが、人気の高い「和解技術論」の改訂版です。当事務所では1割引き(定価 2000 円税別)で販売しています。社内のコミュニケーションにも大変参考になります。ご興味のある方は YLO (soumu@yabukilaw.jp) までお申し込みください。

(YLO News Letter 毎月 10 日頃発行)